

特別養護老人ホーム宙のとびら
短期入所生活介護（空床型）

運営規定別紙

社会福祉法人湖聖会

<料金表>

○短期入所サービス費（ユニット型個室）

※事業所のある小田原市は5級地であるため、1単位10.55円で計算します。

要介護度	単位	利用料	本人負担 上段：1割 中段：2割 下段：3割
□ 要介護 1	704単位	7,427円	743円 1,486円 2,229円
□ 要介護 2	772単位	8,144円	815円 1,629円 2,444円
□ 要介護 3	847単位	8,935円	894円 1,787円 2,681円
□ 要介護 4	918単位	9,684円	969円 1,937円 2,906円
□ 要介護 5	987単位	10,412円	1,042円 2,082円 3,124円

○加算（共通）（1日につき）※運営実績に基づき算定させていただきます

○加算（短期入所生活介護のみ）（1日または1月につき）

上段：1割
中段：2割
下段：3割

※運営実績に基づき算定させていただきます

種類	単位	利用料	本人負担 上段：1割 中段：2割 下段：3割
□ 機能訓練体制加算 常勤の理学療法士など専従の機能訓練指導員を1名以上配置している場合	12単位	126円	13円 26円 38円
□ 個別機能訓練加算 常勤の理学療法士など専従の機能訓練指導員を1名以上配置し、個別機能訓練計画に基づき、機能訓練を行っている場合	56単位	590円	59円 118円 177円
□ 若年性認知症入所者 受入加算 40歳以上65歳未満の方で認知症によって要介護者となった利用者に対して、個別に担当者を定めてサービス提供を行った場合	120単位	1,266円	127円 254円 380円

<input type="checkbox"/> 送迎加算 (片道につき) 利用者の心身の状態、家族などの事情などからみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、居宅と事業所との間の送迎を行った場合	184単位	1, 941円	195円 389円 583円
<input type="checkbox"/> 療養食加算 医師より利用者に対し疾患治療の直接手段として発行された食事せんに基づき、療養食が提供された場合	8単位 (1食につき) (1日3回を限度)	84円	9円 17円 26円
<input type="checkbox"/> 認知症専門ケア加算 認知症介護について一定の経験を有し、国や自治体が実施または指定する認知症ケアに関する専門研修を修了した者を配置している場合	(I) 3単位	31円	4円 7円 10円 認知症症状の占める割合が50%以上であり、かつ、専門的研修修了者を必要数配置している場合
	(II) 4単位	42円	5円 9円 13円 (I)の条件を満たし、加えて認知症介護の指導に係る研修を終了しているものを1名以上配置している場合
<input type="checkbox"/> 口腔連携強化加算 従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合、利用者の同意を得て歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、評価の情報提供了場合	50単位 1月に1回に限り	527円	53円 106円 159円
<input type="checkbox"/> 生産性向上推進体制 加算 (I) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催 見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入している場合 かつデータにより業務改善の取組による成果が確認されている場合	100単位 (1月につき)	1, 055円	106円 211円 317円
<input type="checkbox"/> 生産性向上推進体制 加算 (II) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催 見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入している場合	10単位 (1月につき)	105円	11円 21円 32円
<input type="checkbox"/> サービス提供体制 強化加算 職員の配置状況により算定する	(I) 22単位	232円	24円 47円 70円 介護職員の総数のうち、以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士が80%以上

			②勤続 10 年以上の介護福祉士 が 35%以上
	(II) 18 単位	189 円	20 円 38 円 57 円 介護職員の総数のうち介護福祉 士の占める割合が 60%以上
	(III) 6 単位	63 円	7 円 13 円 19 円 以下のいずれかに該当すること ①介護職員の総数のうち介護福 祉士が 50%以上 ②看護・介護職員の総数のうち 常勤職員が 75%以上 ③利用者に直接サービスを提供 する職員の総数のうち勤続年数 7 年以上が 30%以上
<input type="checkbox"/> 介護職員等処遇改善加算 ①職場環境の改善、賃金体系等の整備及び研修の 実施 ②資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整 備 ③賃金の改善、職場環境の更なる改善 ④経験技能のある介護職員を一定割合以上配置 ※R6.6.1 から	(I)		算定した単位数の 14.0 % ①②③④に該当
	(II)		算定した単位数の 13.6 % ①②③に該当
	(III)		算定した単位数の 11.3 % ①②に該当
	(IV)		算定した単位数の 9.0 % ①に該当

○加算（短期入所生活介護のみ）（1日または1月につき）

※運営実績に基づき算定させていただきます

種類	単位	利用料	本人負担 上段：1割 中段：2割 下段：3割
<input type="checkbox"/> 看護体制加算 定員超過・人員欠如に該当せず、必要数 看護職員を配置している場合	(I) 4 単位	42 円	5 円 9 円 13 円 常勤の看護師を 1 名以上配置
	(II) 8 単位	84 円	9 円 17 円 26 円 看護職員の数が、常勤換算方法 で、入所者の数が 25 またはそ の端数を増すごとに 1 以上配置

<input type="checkbox"/> 医療連携強化加算 看護体制加算（Ⅱ）を算定し、急変の予想や早期発見などのため看護職員による定期的な巡回や主治医との取り決めを行っている場合	58単位	611円	62円 123円 184円
<input type="checkbox"/> 看取り連携体制加算 看護体制加算（Ⅱ）または（Ⅳ）イ若しくは口を算定している場合 または、看護体制加算（Ⅰ）または（Ⅲ）イ若しくは口を算定しており、かつ看護師により、又は医療関係機関等の連携により24時間連絡体制が確保できている場合 対応方針を定め、利用開始の際に利用者又はその家族に対応方針の説明、同意を得ていること	64単位 死亡日及び死亡日以前30日以下について、7日を限度	675円	68円 135円 203円
<input type="checkbox"/> 夜勤職員配置加算 夜勤を行う介護職員または看護職員の数が、最低基準を1以上上回っている場合	(Ⅱ) 18単位	189円	19円 38円 57円
<input type="checkbox"/> 緊急短期入所受入加算 利用者の状態や家族などの事情により、緊急にサービスを利用した場合 (原則14日が限度)	90単位	949円	95円 190円 285円
<input type="checkbox"/> 在宅中重度受入加算 当該サービスを利用中に、日頃利用する訪問看護事業所から派遣された看護職員に健康上の管理などを行わせた場合	421単位	4,441円	445円 889円 1,333円 看護体制加算（Ⅰ）を算定している場合
	417単位	4,399円	440円 880円 1,320円 看護体制加算（Ⅱ）を算定している場合
	413単位	4,357円	436円 872円 1,308円 看護体制加算（Ⅰ）（Ⅱ）をいずれも算定している場合
	425単位	4,483円	449円 897円 1,345円 看護体制加算を算定していない場合

□ 長期利用者に対する 減額（31日～60日） 自費利用を挟み同一事業所を連続30日 を超えて利用した場合、30日を超えた 日から減算を行う	- 30単位	- 316円	- 32円 - 64円 - 95円
□長期利用の適正化 (61日以降) 要介護 1 介護福祉施設サービス費の単位数と 同じ単位数	670単位	7, 068円	707円 1, 414円 2, 121円
要介護 2 介護福祉施設サービス費の単位数と 同じ単位数	740単位	7, 807円	781円 1, 562円 2, 343円
要介護 3 介護福祉施設サービス費の単位数と 同じ単位数	815単位	8, 598円	860円 1, 720円 2, 580円
要介護 4 介護福祉施設サービス費の単位数と 同じ単位数	886単位	9, 347円	935円 1, 870円 2, 805円
要介護 5 介護福祉施設サービス費の単位数と 同じ単位数	955単位	10, 075円	1, 008円 2, 015円 3, 023円

(2) 介護保険給付対象外サービス

ウ サービスの内容と費用

利用料の全額を負担していただきます

種類	内容		利用料
食費 (1日あたり)	負担段階	第1段階 世帯全員が市町村民税世帯非課税で老人福祉 年金受給者または生活保護受給者 ※預貯金などが1,000万円以下の方 (夫婦で2,000万円以下の方)	300円
		第2段階 世帯全員が市町村民税世帯非課税であって、 その他の合計所得金額と年金収入額の合計が 80万円以下の方 ※預貯金などが650万円以下の方	600円

		(夫婦で 1,650 万円以下の方)	
		第3段階（1） 世帯全員が市町村民税世帯非課税であって、 その他の合計所得金額と年金収入額の合計が 80万円超 120万円以下の方 ※預貯金などが 550万円以下の方 (夫婦で 1,550 万円以下の方)	1, 000円
		第3段階（2） 世帯全員が市町村民税世帯非課税であって、 その他の合計所得金額と年金収入額の合計が 120万円超の方 ※預貯金などが 500万円以下の方 (夫婦で 1,500 万円以下の方)	1, 300円
		第4段階 上記以外の方	1, 800円 朝食：430円 昼食：740円 夕食：630円
居住費 (1日あたり)	負担段階	第1段階 居住費と同様 第2段階 居住費と同様 第3段階（1） 居住費と同様 第3段階（2） 居住費と同様 第4段階 居住費と同様	880円 880円 1, 370円 1, 370円 2, 400円
おやつ代 (1日あたり)			100円
理髪・美容		出張理美容サービスをご利用いただけます	実費
レクリエーション クラブ活動		趣味活動に参加される場合、材料代などを ご負担いただきます	実費
特別な食事提供		希望により特別に用意する食事の場合、材 料費などをご負担いただきます	実費
個別外出		希望により個別に施設の車両を使用し、職 員が同行した場合、交通費相当分をご負担 いただきます	実費
クリーニング		施設にて洗濯のできない衣類、あるいは希 望によるクリーニングの場合、クリーニン グ代をご負担いただきます	実費

その他施設サービスの中で提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係わる費用であって、利用者にご負担いただくことが適当と認められる費用は、利用者の負担となります。